

指導料算定に伴う依頼書の運用について

2020年7月15日

当院での保険薬局における指導料算定※を行うための運用手順を定めました。処方箋上に指示がない際は以下の手順で対応いただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

※ 在宅患者訪問薬剤管理指導、居宅療養管理指導

【 運用方法 】

- ①保険薬局は薬学的に指導料の算定が必要と判断されるが、特段な医師の指示がない場合は「保険薬局における指導 指示依頼書」を病院薬剤部へ提出してください。
「保険薬局における指導 指示依頼書」は病院ホームページまたは桑名地区薬剤師会で公開します。
- ②医師の了解が得られた場合は処方箋のコメント欄に指示が印字されますので算定を行ってください。
- ③指導後の報告書は地域連携室へ FAX（0594-24-1581）してください。ただし、担当医へ早急な伝達が必要な場合や返答が必要な場合は疑義照会票に記載の上で薬剤部へ FAX（0594-22-1268）してください。

【 開始時期 】

2020年8月1日

【 問い合わせ窓口 】

平日 8時30分～17時15分に桑名市総合医療センター薬剤部 河村、須川までください。
電話番号 0594-82-6709